

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、頭書の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の設計書及び仕様書（図面、補足説明書及び質問回答書を含む。以下これらの設計書及び仕様書を「設計図書」という。）に基づきこれを履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託金額を支払うものとする。
- 3 設計図書に明記されていないもの、又は示されていても疑問があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務工程表の提出)

- 第2条** 受注者は、この契約締結後遅滞なく設計図書に基づいて業務工程表を作成の上、発注者に提出し承認を受けるものとする。

(契約の保証)

- 第3条** 受注者は、この契約の締結と同時に、委託金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証
- 2 前項の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 3 受注者が第1項第2号及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第32条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第2項第1号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 5 委託金額の変更があった場合には、契約保証金に変更後の委託金額の100分の5に達するまで、発注者は契約保証金の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下「成果物等」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止及び誓約書の提出)

- 第5条** 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、大阪府又は発注者の指名停止・入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしたことにより指名停止・入札参加停止措置を受けたものを除く）、大阪府から入札参加除外者又は誓約書違反者の指定を受けている者及び発注者から入札参加除外措置を受けている者並びに第25条第10号アからエに該当する者を受任者又は大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除措置要綱」という。）第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）としてはならない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 受注者は、第2項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者から暴力団排除措置要綱第13条に規定する誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者が、大阪府から入札参加除外者若しくは誓約書違反者の指定を受けている者、発注者から入札参加

除外措置を受けている者又は第 25 条第 10 号アからエに該当する者を受任者又は下請負人等としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(監督職員)

第6条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更した場合も同様とする。

2 監督職員は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を監督職員に、この契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に、通知しなければならない。

4 第1項の規定により、発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

5 発注者が監督職員を置かないときは、この契約に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者)

第7条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができるものとする。ただし、委託金額の変更、委託金額の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除く。

3 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第5条第2項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な処置をとるべきことを請求することができる。

(履行報告)

第8条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(設計図書等の変更)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知し、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

(履行期間の延長等)

第11条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

(一般的損害)

第12条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項又は第3項に規定する損害を除く。）については、受注者が必要な費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に

対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることのできない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(貸与品等)

第14条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく借用書又は受領書を発注者に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第15条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に届出なければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による届出を受領したときは、その日から10日以内に受注者の立会の上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(委託代金の支払い)

第16条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、委託代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項に規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から40日以内に委託代金を支払わなければならない。

(前金払)

第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託して、委託金額の前払い請求をすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に金 円を前払金として支払わなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更その他の理由により委託金額が増額された場合において、増加額が増額前の委託金額の100分の20以上であるときは、その増額後の委託金額について前項の前払金を算出したのと同じ方法で算出した金額から受領済の前払金額を差引いた額を請求することができる。この場合において、増加した前払金の支払の時期については、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、設計図書の変更その他の理由により委託金額が減額された場合において、減額後の委託金額が減額前の委託金額の100分の75以下となったときは、受領済みの前払金額から減額した委託金額について第2項の前払金を算出したのと同じ方法で算出した金額を差引いた額を発注者の請求に基づき、その請求のあった日から30日以内に返還しなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅滞料の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第18条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場

合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、委託金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第19条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、交通通信費、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(前払金の不払に対する受注者の業務中止)

- 第20条** 受注者は、発注者が第17条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第21条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第15条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第16条中「委託代金」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引き渡しを受けることができる。この場合において、第15条中「業務」とあるのは「引渡し部分に係る業務」と「成果物」とあるのは「引渡し部分に係る成果物」と、同条第4項及び第16条中「委託代金」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項において準用する第16条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託代金は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において第1号中「指定部分に相応する委託代金」及び第2号中「引渡し部分に相応する委託代金」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第16条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る委託代金

指定部分に相応する委託代金 × (1 - 既受領済前払金の額 / 委託代金)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る委託代金

引渡し部分に相応する委託代金 × (1 - 既受領済前払金の額 / 委託代金)

- 4 第1項、第2項のうち、指定部分又は引渡し部分に係る業務が設計図書の変更その他の理由により委託金額が増額された部分に該当する場合、第16条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託代金の算定式は、前項を適用せず、次に掲げる式により算定する。

部分引渡しに係る委託代金

指定部分又は引渡し部分に相応する委託代金 - 既受領済前払金（第17条第3項の規定による）

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第15条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第23条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第25条、第25条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第22条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反してこの契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 第5条第6項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ アからエのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

第 25 条の 2 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- (5) 大阪府住宅供給公社の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (6) 第 5 条の規定に違反したとき。

（発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 26 条 前 3 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 27 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 28 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 9 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 10 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1（履行期間の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 29 条 前 2 条に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 30 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分の検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は当該引渡部分に相当する委託金額（以下「既履行部分委託金額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託金額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（解除に伴う措置）

第 31 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 17 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 24 条、第 25 条、第 25 条の 2 又は第 32 条第 3 項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 23 条、第 27 条又は第 28 条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、第 30 条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 17 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を第 30 条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は第 24 条、第 25 条、第 25 条の 2 又は第 32 条第 3 項の規定による解除にあっては、当該余剰金に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3 パーセントの割合

で計算した額の利息を付した額を、第 23 条、第 27 条又は第 28 条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、もしくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件（第 5 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を現状に復し、もしくは取り片づけなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は原状回復もしくは取り片づけに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - (1) 業務の出来高形部分に関する撤去費用等
契約の解除が第 24 条、第 25 条、第 25 条の 2 又は第 32 条第 3 項によるときは受注者が負担し、第 23 条、第 27 条又は第 28 条によるときは発注者が負担する
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等
受注者が負担する。
- 6 第 4 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復もしくは取り片づけを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復もしくは取り片づけを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は、原状回復もしくは取り片づけについて異議を申し立てることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 24 条、第 25 条、第 25 条の 2 又は第 32 条第 3 項によるときは発注者が定め、第 23 条、第 27 条又は第 28 条の規定によるときは受注者発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 32 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 24 条、第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第 24 条、第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の遅滞料の額は、委託金額につき、遅延日数に応じて、年 3 パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 6 第 2 項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第 32 条の 2 受注者は、この契約に関し、第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、委託金額の 100 分の 20 に相当する額を、第 5 号に該当するときは、賠償金として、委託金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第 25 条の 2 第 4 号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第 25 条の 2 第 5 号に該当したとき。
 - (5) 第 25 条の 2 第 6 号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前 2 項の額を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 33 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第 27 条又は第 28 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 16 条第 2 項の規定による委託金額の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(相殺)

第 34 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第 35 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 15 条第 3 項又は第 4 項の規定による成果物の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(著作権の帰属)

第36条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物等（以下「本件建築物等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権の権利は著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰するものとする。

（著作権等の利用の許諾）

第37条 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

（1）成果物を利用して建築物等を完成すること。

（2）前号の目的及び本件建築物等の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ、若しくは改変させること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物等の利用を許諾する。

（1）本件建築物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

（2）本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

（著作権等の譲渡禁止）

第38条 受注者は、成果物又は本件建築物等に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第39条 受注者は、業務の履行上、特許権等法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第40条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

（個人情報の保護）

第41条 受注者は、この契約の履行にあたり、設計図書に定める「個人情報に関する事項」を遵守しなければならない。

（疑義等の決定）

第42条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、発注者と受注者とが協議の上、これを定める。